

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.154

No.154 2019.9.20

■ 労政審でハラスメント防止に関する指針の議論が始まりました！

今年の通常国会では、パワハラの措置義務等を定めた労働施策総合推進法の改正を中心に、ハラスメント防止に関する法改正がなされました。

もっとも、その具体的な内容の多くは指針に委ねられています。2019年9月18日、労政審雇用環境・均等分科会で、当該指針の議論が開始されました。

論点は多岐にわたり、パワハラに関しては、パワハラの定義（①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるもの）の解釈や、パワハラに「あたる例」「あたらない例」、措置義務の内容等について示されることになり、附帯決議で対応が求められている、いわゆる第三者ハラスメントや、性的指向・性自認に関するハラスメント（いわゆる SOGI ハラ）・アウティングへの対策についても議論されることとなります。

使用者側からは、できるだけ抽象的な定めにしたり、規制の範囲を狭めようという意図の発言がなされていますが、実効的な指針にするための後押しが必要です。労働弁護団としては現在意見書を作成しており、定義を狭く解釈すべきでないこと、実効的な「あたる例」を例示すべき一方で「あたらない例」を例示すべきでないこと、セクハラも含め実効的な措置義務を定めるべきこと、第三者ハラスメントや SOGI ハラ等への対策などについて意見を述べる予定です。

早ければあと1回の議論で指針の内容が強引にまとめられてしまう可能性もあります。引き続きご注目ください。

■ APALA 訪日イベントへのご参加・拡散をお願いします！

2019年10月25日(金)・26日(土)、法政大学フェアレイバー研究所・APALA 訪日実行委員会と共催で、APALA(Asian Pacific American Labor Alliance, AFL-CIO、アジア太平洋系アメリカ人労働者連合)のメンバーを迎えてアメリカの労働運動を学び、交流できるイベントを行います！

APALA は、1992年に結成されたアジア系太平洋諸島系の移民やアメリカ人労働者で構成されるアメリカの全国組織です。10月25日18:00～は「公教育と労働運動」をテーマに、10月26日14:00～は「労働組合・労働運動の活性化」をテーマに、アメリカの労働運動を紹介してもらいながら意見交換をするイベントにしたいと思っています。皆さまのご参加はもちろん、労働運動に携わっている方に広く参加いただきたいと思っておりますので、ぜひお知り合いの方に拡散ください！

APALA訪日イベント **アメリカの労働運動と交流しよう！**

先進的な労働運動に取り組むAPALAのメンバーが訪日！
アメリカの労働運動を学び、交流できるイベントを行います！

APALA
ASIAN PACIFIC AMERICAN LABOR ALLIANCE, AFL-CIO

① 2019年10月25日(金)18:00～20:00
@法政大学市ヶ谷キャンパス大内山校舎4階・Y402教室
「公教育と労働運動」
一大規模なストライキに踏み切ったアメリカの教員の労働運動から日本の労働運動が学ぶべきことは？

② 2019年10月26日(土)14:00～18:00
@法政大学市ヶ谷キャンパス外濠校舎4階・S407教室
「労働組合・労働運動の活性化」
一女性や若者の参加、効果的な発信方法…
どうしたら労働組合・労働運動はもっと元気になるのか？

参加費：無料 通訳付

主催 法政大学フェアレイバー研究所
APALA訪日実行委員会
日本労働弁護団 (03-3251-5363)

APALA (Asian Pacific American Labor Alliance, AFL-CIO、アジア太平洋系アメリカ人労働者連合)
一アジア系太平洋諸島系の移民やアメリカ人労働者で構成されるアメリカの全国組織

APALA議長 Monica Thammaraht氏

[発信元] 日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 4階
TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790